

福岡県公報

平成27年4月28日
第3689号

目次

告示 (第447号 - 第467号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	7
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除	(環境保全課)	8
○福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主		

な利用方法	(畜産課)	8
○水防法に基づく水防警報を行う河川の指定	(河川課)	9
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	9
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の変更	(河川課)	10

公 告

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(職業能力開発課)	10
○行政書士に対する懲戒処分	(市町村支援課)	10
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	11
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	13
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	13
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	13
○落札者等の公示	(監視指導課)	14
○落札者等の公示	(監視指導課)	14
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	15
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	15
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	15
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(保護・援護課)	15
○地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表	(労働政策課)	16
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保健衛生課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	17
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	17
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(廃棄物対策課)	17

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ……18
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ……20
- 警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 (警察本部生活保安課) ……22
- 警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合格者審査の実施 (警察本部生活保安課) ……24

告 示

福岡県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	浮羽線 石川内	前	八女市星野村15049番3先から 八女市星野村15290番先まで	14.5 ～ 17.3	37.0
			後	八女市星野村15049番3先から 八女市星野村15290番先まで	24.0 ～ 24.5	

福岡県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	浮羽線 石川内	八女市星野村15049番3先から 八女市星野村15290番先まで

福岡県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	湯ノ原合川線	八女郡広川町大字水原3784番1先から 八女郡広川町大字水原3783番1先まで

福岡県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

北九州	県道	黒山渡線	前	遠賀郡岡垣町大字黒山264番1先から 遠賀郡岡垣町大字黒山377番1先まで	12.5 ～ 30.2	408.7
			後	遠賀郡岡垣町大字黒山264番1先から 遠賀郡岡垣町大字黒山377番1先まで	10.0 ～ 14.6	

福岡県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年4月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	黒山渡線	遠賀郡岡垣町大字黒山264番1先から 遠賀郡岡垣町大字黒山377番1先まで

福岡県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

南筑後	県道	本町新大川線	前	大川市大字新田660番15先から 大川市大字新田660番7先まで	5.3 ～ 8.7	160.4
			後	大川市大字新田660番15先から 大川市大字新田660番7先まで	3.8 ～ 8.2	

福岡県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	中間水巻線	前	中間市長津二丁目207番1先から 中間市長津三丁目245番1先まで	9.4 ～ 27.5	260.0
			後	中間市長津二丁目207番1先から 中間市長津三丁目245番1先まで	9.4 ～ 32.0	

福岡県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のよう

に告示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生377	たかやま整形外科クリニック	糟屋郡新宮町夜白六丁目8-7	H27・4・1
福津生52	福津中央クリニック	福津市日蒔野五丁目17-1	H27・4・1
春生163	こばやし整形外科	春日市大字下白水25-1	H27・4・1
筑紫生158	寺本整形外科	筑紫野市二日市中央四丁目11番1号 二日市ビル1階	H27・4・1
小生105	まどかファミリークリニック	小郡市三国が丘一丁目50番地2	H27・4・1
直生158	いちょう内科外科クリニック	直方市大字感田3478番1	H27・4・1
像生歯72	みさき歯科医院	宗像市東郷二丁目1番17号	H27・3・3
朝倉生歯35	さくら歯科	朝倉市甘木676番地	H27・3・1
行生歯80	しなりクリニック歯科	行橋市西泉四丁目13-3	H27・2・1
福津生薬32	中央薬局	福津市日蒔野五丁目17-23	H27・4・1
春生薬64	野間薬局星見ヶ丘店	春日市大字下白水22-3	H27・4・1
筑紫生薬83	野間薬局二日市駅前店	筑紫野市二日市中央四丁目11番1号	H27・4・1
糸島地生薬61	サンベリー調剤薬局	糸島市前原西四丁目5-27	H27・4・1
み生薬30	大江薬局	みやま市瀬高町大江1687-9	H27・3・1
大生薬187	すびか薬局	大牟田市上官町二丁目3-10	H27・4・1
直生薬92	ほぬ薬局	直方市大字感田3478-8	H27・4・1
粕生訪8	からだ訪問看護	糟屋郡志免町別府北一丁目8-20 1F	H27・4・1
南筑後生訪2	訪問看護ステーションひめの	八女郡広川町大字新代2316番地	H27・2・1

飯生訪14	訪問看護ステーションなでしこ飯塚	飯塚市吉原町6-1 あいたウン3F	H27・4・1
-------	------------------	-------------------	---------

福岡県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
中生45	医療法人知足産婦人科医院	中間市長津二丁目24-20	H26・4・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生319	矢野医院	大牟田市上町一丁目1-3	H27・2・28
大生444	安武医院	大牟田市不知火町二丁目136	H27・2・28
行生歯57	綾塚歯科医院	行橋市大字吉国字小町91-1	H27・3・4
み生薬28	大江薬局	みやま市瀬高町大江1687-9	H27・2・28
宮生薬19	大信薬局 宮若店	宮若市本城1119	H26・11・30
中生薬41	トーマ薬局	中間市通谷二丁目1-8	H27・3・1
飯生訪8	医療法人康和会柴田みえこ在宅ケアセンター訪問看護	飯塚市鶴三緒1546-3	H27・6・30

福岡県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
柳生薬15	矢加部調剤薬局	平成堂薬局 矢加部店	柳川市矢加部229-1	H27・3・8

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生119	スタジオリカクリニック	筑紫野市原田六丁目11-1 サンリジュール1F B号	筑紫野市原田七丁目5-11	H18・6・12
粕生薬104	株式会社箱崎薬局長者原駅前店	糟屋郡粕屋町大字仲原94-1	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目10-40	H27・2・21
柳生薬15	平成堂薬局矢加部店	柳川市矢加部226-2	柳川市矢加部229-1	H27・3・8
福津生訪2	訪問看護ステーションふくま	福津市花見の里三丁目17-6	福津市花見が浜一丁目11番3号	H27・4・1

福岡県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3

（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
糸島地生マ13	山田 怜奈（ういんぐ鍼灸院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H27・1・1
大生柔71	庄島 八紘（倉永整骨院）	大牟田市大字倉永1157-2	H27・1・13
大生柔72	添島 英治（添島整骨院）	大牟田市大字新町69番地3	H27・4・1
小生柔18	榎野 智行（くわの整骨院）	小郡市上岩田1065-1	H27・4・6
宰生柔40	宮崎 誠士（五条いきいき整骨院）	太宰府市五条四丁目3-38	H27・3・13
糸島地生柔52	岡田 恵理香（ういんぐ整骨院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H27・1・1
糸島地生柔53	石丸 優（ういんぐ整骨院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H27・1・1
筑紫地生柔28	藤本 健二郎（健整骨院）	筑紫郡那珂川町片縄六丁目1-3	H27・3・11
粕生柔112	日山 将剛（けいあい整骨院）	糟屋郡粕屋町長者原東三丁目2-1-103	H27・3・23
田川生柔30	吉原 日出雄（ときわ整骨院）	田川郡添田町大字庄952-2	H27・3・7
田川生柔31	吉原 雅英（ときわ整骨院）	田川郡添田町大字庄952-2	H27・3・7
田川生柔32	中井 誠（中井接骨院）	田川郡香春町大字高野76-1	H27・4・1
糸島地生はき12	山田 怜奈（ういんぐ鍼灸院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H27・1・1

福岡県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大生柔7	添島整骨院	大牟田市大字新町69-3	H27・3・31
像生柔74	河野 健（堺整骨院 宗像）	宗像市栄町12-9	H27・3・1
像生柔75	橋本 裕貴（堺整骨院 宗像）	宗像市栄町12-9	H27・3・1
像生柔76	大瀧 勇也（堺整骨院 宗像）	宗像市栄町12-9	H27・3・1
像生柔78	常村 将志（堺整骨院 宗像）	宗像市栄町12-9	H27・3・1
像生柔79	藤永 良典（堺整骨院 宗像）	宗像市栄町12-9	H27・3・1
像生柔86	河野 健（堺整骨院 宗像本院）	宗像市栄町13-4	H27・3・1
福津生柔22	池田 康弘（すまいる整骨院）	福津市中央六丁目11番5-101号	H27・1・5
糸島地生柔51	石丸 優（ういんぐ整骨院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H27・1・1
柏生柔104	東 慎吾（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H27・2・16
柏生柔108	宮崎 誠士（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H27・3・12

福岡県告示第459号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宗遠生柔16	小柳 裕也（こくあ整骨院）	遠賀郡水巻町梅ノ木団地41-7-1F	遠賀郡水巻町梅ノ木団地35-2	H27・4・1

福岡県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
福津介業29	福神調剤薬局津屋崎店	福津市津屋崎三丁目16-18	H27・3・1	居管
宰居82	グループホーム 国分	太宰府市宰都二丁目8-12	H27・4・1	認共
粕介訪8	からだ訪問看護	糟屋郡志免町別府北一丁目8-20（1F）	H27・4・1	訪看・訪り

嘉麻介23	医療法人金丸医院	嘉麻市漆生1603	H26・10・1	訪看・訪り・通り・居管・短療・療養・予訪看・予訪り・予通り・予居管
宗遠居38	遠賀中間医師会おかがき病院	遠賀郡岡垣町大字手野145	H27・4・1	訪看・訪り・居管・予訪り・予居管

福岡県告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
宗遠居38	遠賀中間医師会おかがき病院訪問リハビリテーション	遠賀中間医師会おかがき病院	遠賀郡岡垣町大字手野145	H27・4・1
柳介薬15	矢加部調剤薬局	平成堂薬局矢加部店	柳川市矢加部229-1	H27・3・9
宰居80	あいびーん訪問看護	ふぁみりいふ訪問看護	太宰府市五条四丁目2-5	H27・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳介薬15	平成堂薬局矢加部店	柳川市矢加部226-2	柳川市矢加部229-1	H27・3・9

福津居51	訪問看護ステーションふくま	福津市花見の里三丁目17-6	福津市花見が浜一丁目11-3	H27・4・1
大支29	ケアプランサービスもみの木	大牟田市北磯町2番地49	大牟田市大黒町四丁目13-1	H26・10・15
大居52	リハビリデイサービスもみの木	大牟田市北磯町2番地49	大牟田市大黒町四丁目13-1	H26・10・15

福岡県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
朝倉居67	訪問介護事業所エルスリー福岡朝倉	朝倉市堤955-27	H27・3・31
春居78	エルスリー春日天神山	春日市天神山二丁目66	H27・4・1
春居102	訪問介護事業所エルスリー春日須玖南	春日市須玖南一丁目131	H27・4・1
粕居150	訪問介護事業所エルスリー福岡糟屋	糟屋郡宇美町原田一丁目18-19	H27・4・1
福津居58	訪問介護事業所エルスリー福岡福津	福津市福岡駅東二丁目9-5	H27・4・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

中介17	遠藤医院	中間市中尾三丁目1-3	H27・3・13
京介97	医療法人井田内科クリニック	京都郡みやこ町豊津403-1	H27・3・28
朝倉介薬36	西町調剤薬局	朝倉市杷木池田757-7	H27・3・31
大居107	もみの木福祉用具レンタルサービス	大牟田市汐屋町5-6	H19・2・28
飯介福6	特別養護老人ホーム筑穂桜の園	飯塚市長尾1428-1	H27・3・31

福岡県告示第463号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同法第6条第4項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する要措置区域
宗像市赤間駅前二丁目472番5の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等
規則別表第5の1の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第464号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法（平成

26年6月福岡県告示第499号）は廃止する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

種類	品 種	早 晩 性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアンライグラス	あかつき	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	ワセアオバ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	さつきばれ	中 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	ジャイアント	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	マンモスB	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エース	晩 生	〃	サイレージ・生草
ムサン	晩 生	〃	サイレージ・乾草	
青刈えん麦	ウルトラハヤテ韋駄天	超 極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	スーパーハヤテ隼	極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エンダックス	極 早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
青刈大麦	ワセドリ2条	極 早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	はるか二条	早 中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
青刈とうもろこし	KD640（ゴールドデントKD640）	早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	KD680（ゴールドデントKD680）	早 中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	ゆめそだち	中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	SH3815（スノーデント125わかば）	中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）

青刈ソルガム	30D44 (パイオニア135日)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)・二期作用
	SH9904 (スノーデント王夏)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)・遅播き・二期作用
	K70 (キングソルゴー)	早 生	〃	サイレージ・生草
	SX-17 (スダックス316)	早 生	〃	サイレージ・生草
	FS306 (雪印ハイブリッドソルゴー)	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	HS-G (タキイのハイブリッドソルゴー)	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	FS501 (高糖分ソルゴー)	中 生	〃	サイレージ・生草
	Sugar Graze (シュガーグレイズ)	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
	SG-1A (甘味ソルゴー)	中 晩 生	〃	サイレージ・生草
	KCS-105 (スーパーシュガーソルゴー)	晩 生	〃	サイレージ・生草
スーダングラス	FS902 (ビッグシュガーソルゴー)	晩 生	〃	サイレージ・生草
	HS-K1 (ヘイスーダン)	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	シュガースリム	早 生	〃	サイレージ・乾草
	KCS-207 (サマーベラー細茎)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	TR-92 (ドライスーダン)	早 中 生	〃	サイレージ・乾草
	HS-9401 (パールスーダン)	中 生	〃	サイレージ・乾草
	うまかろーる	晩 生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラス	ロールキング	晩 生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	カタンボラ	中 生	〃	サイレージ・乾草
	グリーンミレット中生	中 生	〃	サイレージ・生草
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ・生草

オーチャードグラス	アキミドリII	極 早 生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクロバ	フィア	早 生	〃	放牧
あかクロバ	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バビアグラス	ペンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼料用稲	モグモグあおば (西海飼262号)	晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	タチアオバ (西海飼253号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	たちすずか (中国飼198号)	極 晩 生	〃	サイレージ (ホールクロップ)

福岡県告示第465号

水防法 (昭和24年法律第193号) 第16条第1項の規定に基づき、水防警報を行う河川を指定したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

名 称	区 間	
	始 点	終 点
東谷川	左岸 北九州市小倉南区大字木下字川掘906番地先の木下堰	紫川への合流点
	右岸 同上	同上

福岡県告示第466号

水防法 (昭和24年法律第193号) 第14条第1項の規定に基づく紫川水系東谷川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第467号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく紫川水系紫川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、同条第4項において準用する同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所において閲覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

公 告

公告

福岡県認定職業訓練認定事務取扱要領の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成27年4月28日から平成27年5月29日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/content/s/ninteiken.html>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課に備えます。

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第2号の規定に基づき、平成27年4月17日付けで、次のとおり行政書士に対する処分をしたので、同法第14条の5の規定により、

公告する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	事務所の所在地及び氏名	処分内容
11400770	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目18番28号ジェントリー博多804号 藤田 祐介	3月間の業務の停止 (平成27年4月26日から平成27年7月25日まで)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年4月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) カインズ福岡新宮店
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目10番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年12月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,302平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐車場No.1 建物東側及び南側	260
駐車場No.2 建物屋上部	50
合計	310

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南西側	35
合計	35

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
荷さばき施設No.1 建物東側	45.5
荷さばき施設No.2 建物南側	31.5
合計	77.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
廃棄物等保管施設No.1 建物内東側	26.33
廃棄物等保管施設No.2 建物内東側	6.22
合計	32.55

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社カインズ	午前6時00分	午後9時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前5時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地西側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年4月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ うきは店

(2) 所在地 うきは市吉井町桜井字川原田244番地ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年12月14日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,709平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐車場 建物北側、西側	138
合計	138

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
駐輪場 建物北側	10
合計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
荷捌き施設 建物南側	96.0
合計	96.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
廃棄物保管施設 建物南側	24.02
合計	24.02

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前7時00分	午後9時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時00分～午後8時00分

公告

犀川南部土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
田中 厚一	みやこ町犀川崎山748番地4
玉置 壽	みやこ町犀川山鹿398番地

公告

合河北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
高上 正義	豊前市大字山内81番地
吉田 好敏	豊前市大字下河内181番地1
岡崎 晃	豊前市大字下河内1088番地
永末 見二	豊前市大字下河内1605番地
笈木 正博	豊前市大字下河内2138番地
青木 操	豊前市大字下河内1950番地
初山 勝	豊前市大字山内331番地
高上 澄雄	豊前市大字山内324番地1
夕田 勝茂	豊前市大字挾間550番地2
依田 二則	豊前市大字挾間585番地1

2 退任監事

氏名	住所
吉川 時夫	豊前市大字挾間438番地

藤川 直行	豊前市大字下河内2111番地 1
-------	------------------

3 就任理事

氏 名	住 所
高上 正義	豊前市大字山内81番地
吉田 好敏	豊前市大字下河内181番地 1
岡崎 晃	豊前市大字下河内1088番地
永末 見二	豊前市大字下河内1605番地
笈木 正博	豊前市大字下河内2138番地
青木 操	豊前市大字下河内1950番地
初山 勝	豊前市大字山内331番地
高上 澄雄	豊前市大字山内324番地 1
夕田 勝茂	豊前市大字挾間550番地 2
依田 二則	豊前市大字挾間585番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
吉川 時夫	豊前市大字挾間438番地
藤川 直行	豊前市大字下河内2111番地 1

公告

角田中部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年 4 月28日

福岡県知事 小 川 洋

退任理事

氏 名	住 所
林 精介	豊前市大字畑2432番地 3

公告

下小山田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和

24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年 4 月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任監事

氏 名	住 所
久保 勝	築上郡築上町大字広末623番地 1

2 就任監事

氏 名	住 所
吉田 隆文	築上郡築上町大字広末615番地 1

公告

八女地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年 4 月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
西江 道明	八女市本2971番地
野上 治男	八女市本851番地
古賀 勝典	八女市本2888番地
加藤 幸一	八女市大籠57番地
西村 一幸	八女市本2983番地 1
野上 宏吉	八女市本870番地
松延 浩一	八女市今福1178番地

2 退任監事

氏 名	住 所
鬼木 敏博	八女市本858番地
松延 政勝	八女市今福1257番地10

3 就任理事

氏名	住所
西江 道明	八女市本2971番地
野上 治男	八女市本851番地
中嶋 實	八女市本1374番地
西村 一幸	八女市本2983番地1
野上 宏吉	八女市本870番地
野田 豊	八女市大籠24番地3
松延 浩一	八女市今福1178番地

4 就任監事

氏名	住所
鬼木 敏博	八女市本858番地
松延 政勝	八女市今福1257番地10

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

飯塚市産業廃棄物最終処分場地下水モニタリング調査業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県環境部監視指導課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年3月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

一般財団法人九州環境管理協会

(2) 住所

福岡市東区松香台一丁目10番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,366,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(ii)に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

飯塚市産業廃棄物最終処分場地下滞留水処理業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県環境部監視指導課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成27年3月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

アサヒプリテック株式会社北九州事業所

(2) 住所

北九州市門司区新門司三丁目81番5号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

28,120,608円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)に該当

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成27年4月16日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡添田町大字中元寺の一部（中元寺地区第3換地区）	換地計画書の写し	平成27年4月28日から平成27年6月1日まで	添田町役場

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成27年4月16日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡添田町大字中元寺の一部（中元寺地区第1換地区）	換地計画書の写し	平成27年4月28日から平成27年6月1日まで	添田町役場

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成27年4月10日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ウィズ ア スマイル

(2) 代表者の氏名

有吉 真由美

(3) 主たる事務所の所在地

福津市津屋崎六丁目5番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、発展途上国・貧困地域及び国内の問題を抱える子どもや大人に対して、国際協力、子どもの健全育成及び社会教育に関する事業を行い、全ての人々が夢や希望を持ち、生涯を通じて心豊かに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

公告

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

- 意見募集期間
平成27年4月28日から同年5月27日まで
- 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課企画調整係に備え置きます。

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県中間遠賀地域雇用開発計画及び福岡県北筑後地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、各計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

平成27年4月28日

福岡県知事 小 川 洋

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「食品表示法の規定に基づく健康の保護及び増進に関する事項の行政処分等の指針」の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成27年4月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

消費者庁、国税庁及び農林水産省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」と実質的に同一の行政指導指針並びに消費者庁が行政手続法第39条第1項の規定による手続を実施して定めた「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針」と実質的に同一の処分基準を定めたものであり、これは福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 食品表示法の規定に基づく健康の保護及び増進に関する事項の行政処分等の指針の
公布日

平成27年3月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による公告する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市上西郷1239番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市上西郷1150番9

鈴木 光太 鈴木 真由美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による公告する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第二工区）京都郡みやこ町犀川山鹿91番3、91番4、112番1及び112番3

2 開発許可を受けた者の所在地及び代表者氏名

京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町長 井上 幸春

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による公告する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字迎田1118番4から1118番9まで、1124番2、1124番3、1125番6から1125番13まで、1134番1、1134番3、1134番5から1134番8まで、1136番4、1136番6、字中牟田1244番1、1244番5から1244番10まで、1256番2から1256番6まで、1258番3、1258番7、1258番8、字亀甲1265番1、1265番3から1265番10まで、1269番2、1270番2から1270番5まで、1272番4、1272番5、字北田1278番1から1278番9まで、1279番1から1279番3まで、1279番5から1279番16番まで、1286番7、1286番9、1286番10、1292番1、1292番3から1292番6まで、1293番2、1293番3、1294番1から1294番13まで、字道添1384番2、並びに字西宮原1386番2から1386番4まで、1387番1、1387番3、1387番6から1387番24まで、1388番2、1388番5から1388番7まで、1397番1、1397番4、1397番7から1397番14まで、1406番2、1406番3、1407番3から1407番5まで、1410番2、1410番3及び1410番5から1410番7まで

2 開発許可を受けた者の所在地及び代表者氏名

久留米市国分町743-2

昭和建设 株式会社

代表取締役 戸田 誠二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定による公告する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字尾倉字砂原4378番1、4378番10から4378番27まで及び4380番2

2 開発許可を受けた者の所在地及び代表者氏名

京都郡苅田町大字尾倉3402番地1

有限会社 はるだや産業

代表取締役 沖永 昭徳

公告

次の加入区において平成23年4月福岡県告示第765号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成27年4月25日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 馬島加入区

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県の各保健福祉環境事務所に備え置きます。

平成27年4月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（平成26年福岡県条例第37号）の施行に伴い、必要となる規定の整備を行ったもの、及び福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例に基づく規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 審査基準等の施行日

平成27年4月1日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第123号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成27年4月28日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

講習期日	講習時間	講習場所
平成27年6月18日(木)から同年6月25日(木)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

平成27年6月23日(火)から同年6月25日(木)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
-------------------------------	---	---------------------------------

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
42名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後

、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成27年6月1日（月）から同年6月3日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以

内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第124号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年4月28日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成27年8月4日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成27年8月5日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- (2) 交通誘導警備業務1級
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
 - イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると

認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成27年6月29日（月）から同年7月1日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地为管轄する警察署に申請する場合

住所地为疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円

イ 交通誘導警備業務1級 14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない

事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

(5) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

福岡県公安委員会告示第125号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成27年4月28日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
平成27年8月6日(木)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成27年6月29日（月）から同年7月1日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- (イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 旧合格証の写し

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休

日を除く。)の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、住所地(審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外(郵送等)の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、福岡県警察本部生活保安課警備係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 審査申請書(検定規則別記様式)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

福岡県公安委員会告示第126号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査(以下「書面審査」という。)を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成27年4月28日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成27年6月1日(月)から同年7月31日(金)までの間

※ 福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際(平成17年11月21日現在)、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習(以下「指定講習」という。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

県の休日を除く、平成27年6月1日(月)から同年7月31日(金)までの、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受付場所

- ア 前記3(1)ア又は同3(2)アに該当する者
住所地を管轄する警察署
- イ 前記3(1)イ又は同3(2)イに該当する者
営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 前記3(1)ウ又は同3(2)ウに該当する者
旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 審査申請書（検定等規則別記様式）1通

※ 同申請書には、申請者本人の押印が必要。

- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

- (ウ) 旧合格証の写し

- (エ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

5 申請方法

- (1) 前記4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。

- (2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(3) 手数料

書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

- (1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。